

【事業採択要件、対象事業、対象経費について】

1. 事業採択要件

対象となる地域共同活動は下記の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業と連携して造成された市町村基金を設置している市町村で行われるものであること。
- (2) ふるさと保全指導員（以下「指導員」という。）が指導するものであること。
- (3) 農地や土地改良施設を維持保全する活動で、かつ農業農村が有する多面的機能を維持発揮させるものであること。
- (4) 新たに地域共同活動を始めるもの、又は既存の地域共同活動の内容を拡充するものであること。
- (5) 継続的に地域共同活動が行われていくものであること。
- (6) 実施要領第3の各号に掲げられた者が活動主体となる場合は、市町村は補助対象経費の一部又は全部を補助するものであること。

2. 対象事業

(1) 調査研究事業

地域共同活動計画の策定及びそのために必要な調査研究活動

(2) 推進事業

農地や土地改良施設を維持保全する活動で、かつ農業農村が有する多面的機能を維持発揮させる地域共同活動の実施

3. 対象経費

(1) 調査研究事業

イ. 地域で開催されるワークショップ及びふるさと保全マップづくり、地域共同活動計画策定等に関する諸費用

ロ. 地域アンケート調査等に関する諸費用

(2) 推進事業

イ. 農作業体験学習、生態系保全活動等学校教育との連携による諸活動、都市部住民との交流等、農地や土地改良施設を維持保全するための活動で、かつ農業農村が有する多面的機能を維持発揮させる各種取組みに要する経費

ロ. 農地や土地改良施設の維持保全活動を行う地域共同活動に必要な資材・簡易な機材の購入費用

ハ. 地域共同活動に必要な機械・器具等の借上げ費用

ニ. その他、推進事業に必要と認められる経費